院外処方箋における疑義照会の一部不要のプロトコール

1. 基本的事項

・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の

署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。

・全ての変更において変更前後の違い(価格等)について患者に説明し、患者の同意が必要。

・軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更や温湿布→冷湿布、冷湿布→温湿布は不可

２．各種問い合わせ窓口、受付時間

①処方内容に関すること

処方医　受付時間　平日：午前9時から午後5時

②保険者番号等に関すること（保険者番号、公費負担など）

医事課外来会計　平日午前9時から午後5時

３．処方変更・調剤後の連絡

　　疑義照会後、処方変更し調剤した場合は、その内容をFAXにて連絡する（次回からの処方に反映）

また、プロトコールに沿った変更内容については、菊池郡市薬剤師会指定のFAX様式で連絡する。

**※従来の「後発品への変更可」による後発品への変更により、処方薬と異なる薬剤で調剤した場合は、お薬手帳による報告と共に1回目に限り調剤内容をFAXにて報告する。またその後に銘柄や規格変更を行った場合についてもその都度、同様の対応を行う。**

４．疑義照会の不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）

①成分名が同一の銘柄変更（先発品、後発品、局方品の三種間での変更）

【例】

|  |  |
| --- | --- |
| 先発品間（併売品） | フォサマック錠35㎎　⇔　ボナロン錠35ｍｇ |
| 後発品間（薬価が異なる） | アムロジピン錠ＯＤ5ｍｇ「トーワ」　⇔　アムロジピン錠ＯＤ5ｍｇ「日医工」 |
| 局方品間（後発品→先発品） | プレドニゾロン錠「タケダ」5㎎　⇔　プレドニン錠5㎎ |

　②剤の変更（安定性、利便性向上のための変更に限る）

【例】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 散剤 | ⇔ | 錠剤 | ビオフェルミンR散　⇔　ビオフェルミンR錠 |
| OD錠 | ⇔ | 錠剤 | アレロックOD錠5㎎　⇔　アレロック錠5㎎ |
| OD錠 | ⇔ | カプセル | タケプロンOD30　⇔　タケプロンカプセル30 |
| 錠剤 | ⇔ | 散剤 | アスベリン錠10㎎2錠　⇔　アスベリン散　10％　0.2g |

　③別規格製剤がある場合の処方規格の変更（安定性、利便性向上の為の変更に限る）

　　【例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| アムロジピン錠2.5ｍｇ錠　１回2錠 | → | アムロジピン錠5㎎錠　1回1錠 |
| ワーファリン錠1mg錠　１回0.5錠 | → | ワーファリン錠0.5㎎錠　1回1錠 |

**※錠数が増える場合の変更については、一般的に薬剤料が高くなることや、場合によっては患者の不安を煽る事などもあることから、患者の同意が必要。**

④コンプライアンス等の理由により半割、粉砕あるいは混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍剤は除く。

　　【逆の場合の例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ワーファリン錠1㎎2.5錠 | → | ワーファリン錠1㎎2錠 |
| ワーファリン錠0.5㎎1錠 |

**※処方箋上に医師の指示が無く自家製剤加算、計量混合調剤加算、嚥下困難者用製剤加算を算定する場合は疑義照会を行う**

⑤コンプライアンス等の理由により一包化すること。ただし、抗悪性腫瘍剤は除く。

**※処方箋上に医師の指示が無く一包化加算を算定する場合は疑義照会を行う**

⑥患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更（成分が同じものに限る。枚数に関しては原則同じとする。）

　 【例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ロキソニンパップ100ｍｇ | → | ロキソニンテープ100ｍｇ |

⑦薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調節(短縮)して調剤すること(外用薬の本数の変更も含む)

【例】

|  |  |
| --- | --- |
| 3日分の残数がある場合 | プラビックス錠75㎎　30日分　→　27日分 |
| 1本残薬がある場合 | ルリコンクリーム1％　3本　→　2本 |

ただし、減らす場合に限る。全く不要にする場合は疑義照会が必要。

変更量は処方日数の20％以内とする。ただし、医師の指示があればそちらを優先する。また上記のような外用剤または、湿布の変更については、小数点以下を切り上げ、20％に最も近い包装単位とする。

**例：2本→1本（-1）、4本→3本（-1）、8本→6本（-2）**

**※下記（１）、（２）、（３）の場合は必ず疑義照会を行う**

**（１）次回の予約日まで処方日数が不足している等の理由で、投薬日数が処方箋の日数を超える場合**

**（２）重複投薬・相互作用等防止加算を行う場合**

**（３）長期処方における、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、新薬等の日数変更**

⑧その他の合意事項

例1薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミンＲからビオフェルミンへの変更、またはその逆（併用期間のみビオフェルミンRを追加する場合にはビオフェルミンとの合計日数は元のビオフェルミンの処方日数を超えないこと）

例2ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

（他の処方薬が14日処方の時）

　　　　ベネット錠17.5ｍｇ（週1回製剤）1錠分1起床時　14日分→2日分

例3用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）

（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

　　　　モーラステープL　3袋　1日1回　→　1日1回　腰

例4漢方薬や消化機能改善薬(ナウゼリン、プリンペラン等)の服用時点の変更について、初回のみ医師への照会が必要であるが、履歴があれば以降の照会は必要なし。（FAXでの連絡は必要）

５．その他

平成　28年　12月　1日初版

令和　 元年　12月　1日改訂